

令和5年10月5日

部 課 等 の 長 様

市 長

令和6年度予算編成方針について

【日本経済の状況及び国の動向】

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことなどを受け、コロナ禍により停滞していた社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引締めによる世界経済の下振れリスク、金融資本市場の変動といった国際社会を取り巻く課題が我が国経済に与える影響に十分留意しなければならない状況が続いている。また、国内に目を向ければ、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来に対する不安、誰もが暮らしやすい包摂社会の実現に向けた社会的な関心の高まり、気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた持続可能な経済社会の在り方など、我々の意識の変化に対応した新たな社会の形が求められている。

こうした「時代の転換点」ともいえる内外の構造的な課題の克服に向け、政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」では、少子化対策・こども政策の抜本強化に加え、構造的賃上げの実現や官民連携による投資の拡大などを目指した政策である「新しい資本主義」を加速化することにより、国を取り巻く環境変化へ対応するとともに、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくこととしている。

このような情勢を踏まえ、国における令和6年度予算編成に向けた考え方においても、これらの重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしていることから、今後も国の動向を十分注視していく必要がある。

【佐久市の財政状況と予算編成の考え方】

本市の財政は、健全化判断比率などの主要指標は総じて良好な数値を示しているものの、**令和4年度の財政力指数（0.506）は県下19市中15位**であり、自主財源の確保が大きな課題となっている。

令和5年度においては、歳入では、順調な経済回復基調を受け、国・地方ともに税収の増加傾向が見られており、その結果、地方交付税の原資も確実に担保され、地方交付税総額は増加傾向がみられる。一方、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債は、国の発行抑制方針を受け、令和4年度以降、大幅な減少が続いているため、一般財源総額は増加傾向とは言えず、引き続き厳しい状況にある。

歳出では、行政を始めとした市域のDX推進、脱炭素化など新たな行政需要への対応、少子高齢化に伴う社会保障費（扶助費）の増加、「災害に強いまち」への転換及び公共施設等の老朽化への対応等に加え、燃料価格等の物価高騰による各種経費の上昇といった財政需要にも対応する必要があり、大変厳しい状況となっている。

これらの状況は、令和6年度においても確実に継続することが見込まれるとともに、国が

進める構造的な賃上げは、経済の活性化には寄与することが見込まれる反面、市の財政面から見れば、一律的な人件費の上昇を招くことも想定され、財政の硬直化も懸念される。

こうした本市の財政状況を踏まえ、令和6年度当初予算編成においては、第二次佐久市総合計画が目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現に向け、時代のニーズに沿った施策を柔軟かつ的確に実施し、市民福祉・市民満足度の向上を図るとともに、それを支える財政基盤の健全性の堅持に努めることを基本とする。

特に、本市の喫緊の課題である「自主財源の確保」については、人口は経済指標の最たるものであるとの認識に立ち、魅力あるまちづくりや移住定住促進など、地域の活性化に資する取組を積極的に推進し、人口増加に向けて挑み続けることで、税収を始めとした一般財源の増収に繋げていかなければならない。

また、今後も続く厳しい財政状況を勘案し、**予算規模（特に一般財源ベース）を縮小せざるを得ないことはもちろん、「最少の経費で最大の効果を上げること」を念頭に、聖域なき行政改革への不断の努力と職員一人ひとりの創意工夫による取組が不可欠であるとの共通認識の下、将来を見据えた予算を編成していく。**

【予算編成基本方針】

1 予算編成における重点配分のポイント

本市では、将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現に向け、第二次佐久市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして、“多様性実現まちづくり”、“快適・健康向上まちづくり”、“持続可能な住みよいまちづくり”の3つを掲げている。

令和6年度当初予算編成では、この重点プロジェクトの着実な推進に寄与し、将来都市像の実現に資する施策・事業に対し、重点的に予算を配分していく。

《後期基本計画重点プロジェクト》

プロジェクトⅠ より速く！新時代に対応する多様性実現まちづくりプロジェクト
プロジェクトⅡ より高く！新時代に対応する快適・健康向上まちづくりプロジェクト
プロジェクトⅢ より強く！新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくりプロジェクト

また、上記の観点に加え、国の動向及び現下の佐久市における情勢を踏まえ、次の3つの事項については、特に積極的に取り組むべき事項として優先的に投資を行っていく。

《令和6年度予算編成の重点ポイント》
◆少子化と人口流出の抑制に向けた切れ目ない子育て支援施策の充実・強化
◆持続的な成長を可能とする経済社会の実現に向けたDX・GXの推進
◆地域の特徴ある発展と均衡ある発展に向けた中山間地域の維持・創生

2 予算編成における各種計画との整合性の確保

当初予算編成においては、「第二次佐久市総合計画後期基本計画」はもとより、「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」などの各種計画との整合性を踏まえ、各種施策・事業の目的や効果を改めて検証し、事業規模をゼロベースから見直すとともに、必要性や実施効果を全職員で共有し、メリハリのある予算編成を進めるものとする。

特に、「令和5年度実施計画」との関係性においては、当該計画の策定方針に基づく事業の重点化には格段の配意を行うこととしながらも、財源等の状況により事業規模の見直しや予算化を見送る場合もあることに留意されたい。また、例年同様、実施計画に未計上事業の予算要求は、社会経済情勢の大幅な変化への対応を除いて原則受け付けないこととする。

【予算要求に当たっての基本的事項】

1 市民満足度の向上

全ての事業について、佐久市行政評価システムの事務事業評価等の結果を必ず反映し、時代の変化や市民ニーズの多様化に即した行政サービスとなるように留意すること。また、市民一人ひとりが「暮らしやすさ」を実感できる施策の展開を進めるとともに、ソフト事業に軸足を移し、全職員の知恵と工夫により市民満足度の向上を図ること。

2 予算の効率的な活用

民間活力やデジタル技術の活用、市民協働、各種団体との連携による視点を取り入れた施策など、国の進める「新しい資本主義」にも配意するとともに、自治体経営に課せられた「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを常に念頭に置いた予算要求とすること。

3 事業の選択と集中

(1) 一般財源の確保が一段と厳しい状況において、職員一人ひとりが費用対効果を常に意識すること。

(2) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、先例にとられることなく、緊急性、必要性、自立性など多角的な視点から検討を行い、施策の優先順位を考慮し、無駄を徹底して排除すること。

また、新規事業の予算要求に当たっては、既存の類似・関連事業の廃止・統合、縮小も併せて行い、不足が見込まれる一般財源の確保に努めること。

(3) 公共施設については、公共施設等総合管理計画の趣旨に基づき、利用実態を分析するなど所管する施設の現状を十分把握するとともに、市民との対話を大切にしながら、施設の規模や数など公共施設等の適正化に向けた対策を具体的に講じること。

また、施設を維持するために必要となる長寿命化対策や大規模改修については、個別施設計画に基づき、計画的に行うこと。

なお、後年度における総エネルギーの削減効果等も踏まえ、省エネルギー基準や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）基準相当に適合させるといった脱炭素化社会の実現への取組を推進すること。ただし、トータルコストを考慮の上、費用対効果を十分精査

し、結果として後年度の財政負担が過大とならないよう注意すること。

(4) 職員の健康保持や公務能率の向上を図るなど「働き方改革」の観点からも、アウトソーシングや庁内DXなどのBPR（業務改善）を推進し、より一層事務の合理化を図るとともに、行政手続のオンライン化等の市民福祉の向上につながる新たな実施手法を積極的に取り入れ、既存業務の総量抑制に努めること。

(5) 各種事業については、過去の決算額や執行状況、事業効果の検証を徹底し、社会の変化を的確に捉えた見直しを行うこと。特に、補助金等については、行政改革推進委員会による外部評価の結果などを踏まえ、従前の例に捉われることなく、市が補助すべき必要性や妥当性を十分考慮すること。

(6) 令和4年度決算審査の講評を踏まえ、費用対効果の分析・検証や事業の見直しを行うこと。

4 財源確保への努力

(1) 本市の卓越性を生かし、自主財源及び将来の財政基盤強化に向けた施策を積極的に講じること。

(2) 厳しい歳入状況を踏まえ、従前にも増した市税等の収納率向上の取組を始め、受益者負担金などの負担の適正な水準確保にも努めること。

(3) クラウドファンディング型ふるさと納税を始めとした新しい資金調達手段を積極的に導入し、一層の財源確保に努めること。

(4) デジタル田園都市国家構想や脱炭素化など、国の新たな取組に目を向け、積極的に情報収集を行うとともに、各府省庁等の枠に捉われず補助対象となるものは必ず活用し、一層の特定財源の確保に努めること。また、補助制度の正確な把握に努め、過大見積りや超過負担を招かないよう的確な見積り額を計上すること。

(5) 市債については、交付税措置率の有利な市債の厳選・活用を図ること。ただし、交付税算入のある市債であってもあくまでも借入金であること、算入率・充当率に応じて一般財源の支出が発生することを認識し、事業の規模・必要性を精査すること。

5 現場・データ主義の徹底

市民に対する説明責任を果たすためには、現状を正確に把握する必要があることから、市民の声を十分に聴くとともに、EBPM（エビデンスに基づいた事業の企画・立案）を徹底し、事務事業の成果向上とコスト削減に努めること。

※ 要求額の積算に当たっては、「令和6年度当初予算要求基準について」に基づき内容を十分精査の上、適正に要求すること。